

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○県営土地改良事業の換地処分

○道路の区域変更(二件)

○道路の供用開始(四件)

○都市計画の変更

雑 報

○土地区画整理事業に基づく書類の送付に代わる公告

告 示

○宮城県告示第九百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
令和二年十一月二十四日

一 処分を行った地区の名称

気仙沼地区田の沢工区

二 処分の年月日

令和二年十一月九日

○宮城県告示第九百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙

ページ

三

(農村整備課) 一
(道路課) 一
(同) 二
(都市計画課) 二

沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三四六号
三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更前後の敷地の幅員(メートル) | | 変更前後の敷地の延長(メートル) | | |
|-------|------|------------------|------|------------------|------|------|
| 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | |
| 一四・七 | 一四・八 | 一四・七 | 一四・八 | 一五・二 | 一五・三 | 一六・三 |

○宮城県告示第九百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 石巻女川線
三 道路の区域

| 変更の区間 | | | | 変更前後の敷地の幅員(メートル) | | 変更前後の敷地の延長(メートル) | | 備考 |
|-------|------|------|------|------------------|------|------------------|-------|------------------------------|
| 前 | | 後 | | 前 | 後 | 前 | 後 | |
| 二〇・六 | 二〇・七 | 二〇・六 | 二〇・七 | 一四・〇 | 一七・〇 | 四〇〇・〇 | 四〇〇・〇 | 上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |

| | | | |
|----|--|----------------|--------|
| 後B | | 一四・〇〇 | 一七〇・〇〇 |
| C | | 一六・七〇 三三・三三 | 一〇六・〇〇 |

○宮城県告示第九百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|------|--|---------------|
| 一般国道 | 三四六号 | 気仙沼市本吉町津谷館岡一八番五地先から 同市本吉町津谷館岡一八番一地先まで | 令和二年 十二月一日 |

○宮城県告示第九百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|----------------------------------|---------------|
| 県道 | 馬籠東和線 | 気仙沼市本吉町滝沢無番地先から 同市本吉町滝沢無番地先まで | 令和二年 十二月一日 |

○宮城県告示第九百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|-------------------------------------|---------------|
| 県道 | 石巻女川線 | 石巻市南光町一丁目六番二地先から 同市南浜町四丁目七番一地先まで | 令和二年 十二月一日 |

○宮城県告示第九百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|--------------|------------------------------------|-----------------|
| 県道 | 利府中イン ター線 | 塩竈市字伊保石一三三番三地先から 同市字庚塚二一六番一地先まで | 令和二年 十二月二十四日 |

○宮城県告示第九百一十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画公園

2 名称

九・五・一号石巻南浜津波復興祈念公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

雑 報

なし
2 廃止する部分
石巻市 雲雀野町一丁目の一部

○気仙沼市長から、公報登載の依頼があった。

令和二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼都市計画事業南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分のお知らせ、送付すべき場所を通知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

令和二年十一月二十四日

気仙沼都市計画事業

南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 気仙沼市

気仙沼市長 菅 原 茂

一 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

1 住所 宮城県気仙沼市南町四丁目三番十三号 コーポステラ二百一号

氏名 佐川 一雄 相続人 佐川 雅彦

2 住所 東京都中央区日本橋室町三丁目二番十五号

氏名 株式会社SFCG

二 通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、気仙沼都市計画事業南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において定められた別添図書の通り換地処分をします。

教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して三月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項に規定されています）。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合において、裁判があったことを知った日）から六月以内に、気仙沼

市を被告として、取消訴訟を提起することができます。
なお、別添図書は掲載を省略し、それらを宮城県気仙沼市幸町二丁目二番三十一号内の協消防屯所
掲示場において掲示する。